

令和8年度千葉市特定保健指導及び利用勧奨業務委託に係る質問及び回答

No.	項目	質問	回答
1	仕様書『3 業務内容（2）実施内容 ウ 特定保健指導（保健指導）の利用勧奨』について	原則20日以内に1回目の勧奨を行うとありますが、「1回目の勧奨」とは案内通知の送付または、通知送付後に行う申込みが無いものの電話等による勧奨のどちらでしょうか。	1回目の勧奨とは、千葉市から対象者のデータ提供を受け、受託者が対象者へ勧奨する1番最初のものを指します。
2	仕様書『3 業務内容（3）提出物について ア 実施報告』について	月毎に作成する事業全体の実施状況が分かる報告書について、現在運用中の様式を教えてください。	様式はありません。 現在、R7年度委託先業者が作成した報告書を使用しているため、現在運用中の報告書についての回答は差し控えさせていただきます。 なお、報告書の内容は、千葉市が提供した対象者の進捗状況（初回面談の実施の有無、継続支援状況、実績評価の有無等）のわかるものとなります。
3	企画提案書作成事項について	効果的な勧奨について、今年度の取り組みはどのようなものでしょうか。	R7年度委託業者のノウハウに関することなので回答は差し控えさせていただきます。
4	R7年度実績について	R7年度対象者数、利用者数、面談実施場所、実施場所ごとの人数を教えてください。	R7年度の実績は、現在も実施中なので、正確な人数等の回答は出来かねますが、R7年12月末時点での実績で、回答できる範囲を下記のとおり回答します。 ・対象者数（提供データ送付人数） 626人 ・面談実施場所※会場での実施場所のみ回答 千葉市役所及び各区保健福祉センター ・実施場所ごとの人数 会場での実施数 約5割 ICTでの実施数 約4割 訪問での実施数 約1割
5	仕様書『3 業務委託（1）特定保健指導の実施に向けての準備 イ 特定保健指導プログラムの作成（イ）その他の留意点 d 利用者の生活習慣改善に利用できる地域資源の情報提供を行うこと』について	地域資源の情報の元となる資料を提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。

6 仕様書『3 業務委託（2）実施内容 イ 初回面談（イ）上記（ア）の会場は受託者が各区に1か所以上、確保すること。』について	会場の設置は必須になりますでしょうか。	初回面談の実施方法は、会場、訪問、オンラインで実施することが必須です。受託者が会場を用意することが難しい場合には、千葉市が用意した公共施設の会場で実施をお願いします。
7 仕様書『3 業務委託（2）実施内容 ウ 特定保健指導（保健指導）の利用勧奨』について	提供を受けた対象者全員に原則20日以内に1回目の勧奨を行うということが必須になりますでしょうか。	必須ではありません。原則となります。
8 仕様書『3 業務内容（5）請求方法及び時期 イ 特定保健指導（ア）各月末締めとし、翌月10日までに利用者ごとに、委託料の内訳が分かる明細書、特定保指導支援計画及び実施状況（体重や腹囲等の変化、行動目標の達成の度合い、利用者ごとの支援概等）がわかる進歩票、厚生労働省が定める電子的標準様式で作成したXMLデータ（C D – R）を提出し、千葉市がXMLデータを確認した後、請求すること。』について	翌月10日までとありますが、令和9年5月のように土日祝日の除くと極端に営業日の少ない月がありますが、必須になりますでしょうか。また、XMLデータ確認後の請求となっていますが、スケジュール的にはどうなりますでしょうか	<p>必須ではありません。土日祝日により、翌月10日までの提出が困難な場合には、事前協議が可能です。</p> <p>スケジュールは以下のとおりです。</p> <pre> graph TD A[翌月10日まで 受託先 ・明細書 ・進歩票 ・XMLデータ を提出] --> B[2~3営業日 千葉市 提出書類を確認し受託先へ連絡] B --> C[受 託 先 XMLデータ等が問題なければ請求書を作成] C --> D[千 葉 市 請求書を受領し、支払い] </pre>
9 仕様書『3 業務委託（6）国保資格及び対象要件の確認 イ 繼続的な支援及び実績評価時「国保資格を有すること及び特定保健指導の対象者であることを、面談で支援を実施する場合は利用者が持参する資格確認書または資格情報通知書や口頭等で、通信で実施する場合は口頭等により確認すること。』について	継続支援をメールやWEBで実施をする場合も口頭での資格確認が必須でしょうか。	資格の確認ができれば必ずしも口頭である必要はありません。